

平成二十二年十二月三日受領
答弁第一九六号

内閣衆質一七六第一九六号

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する再質問に対する答弁書

一について

劉曉波氏のノーベル平和賞受賞については、同氏のこれまでの活動が、ノルウエーのノーベル賞委員会で評価されたものと受け止めているが、特定の個人の活動について政府として評価することは差し控えた
い。

二について

日中人権対話は、これまでに、平成九年十月二十一日から二十三日まで、平成十年七月九日、平成十二年一月十三日、平成二十年七月十五日、平成二十一年七月九日及び平成二十二年七月二十一日の計六回開催されており、人権分野に関する日中両国の最近の取組、国際連合における人権分野の課題及び協力等について意見交換を行ってきているが、その内容の詳細等外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは差し控えたい。

三について

政府としては、中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要であると考えており、こうした観点からの中国との対話を深めていく上で、日中人権対話は有意義であると認識している。

四及び五について

ノーベル平和賞授賞式については、城田ノルウェー国駐箚特命全権大使が出席する予定である。外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは差し控えたいが、同大使を出席させるとの判断に際し、御指摘の中国からの申入れが影響を与えたということはない。